

調達改善計画									令和2年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)											
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント			
							目標達成予定時期	定量的					定性的							
		2(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実 ①一者応札(応募)の改善に向けた審査・管理の強化	平成30年度における一者応札・応募案件は419件あり、競争性のあ る契約のうち約15%を占めていることから、以下の取組を実施することとする。 ① 競争入札及び企画競争を実施する案件について、手続きを開始する際には前回の同種事業の一般競争入札等において一者応札又は一者応募となった事業について「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用し、競争性を向上させる取組を実施する。 ② 一者応札・応募になった案件について、応札・応募しなかった業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査又はヒアリングを実施し、一者応札の改善に活用するものとする。 ③ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を行う。特に、前年度に引き続き一者応札・応募となった案件を重点的に検証対象とし、一者応札・応募に係るアンケート調査又はヒアリングの結果を踏まえ、一者応札・応募の改善の取組を検証する。 ④ 上記③のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当局課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表するものとする。 ⑤ 契約監視委員会による個別審査の対象となった一者応札・応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、検証を踏まえた成果について次年度の同委員会に報告する。		A	-		前年度に引き続き一者応札・応募となった案件を重点的に契約監視委員会等の事後検証対象とし、一者応札・応募の改善の取組を検証する。	令和3年3月まで	A	-	① 前回の同種事業の一般競争入札等において一者応札又は一者応募となった事業については、競争入札及び企画競争の手続きを開始する際に「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用した。また、「一者応札・応募の改善チェックリスト」は内部監査組織において事前確認を受けている。 ② 一者応札・応募になった案件について、その改善に向けて応札者等以外の者(入札説明会に参加した者等)に対し、アンケート調査又はヒアリングを実施した。 ③ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を実施した。 ④ 公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、個別案件毎に改善策を策定するとともに、契約監視委員会等において改善策の確認を行った。 ⑤ 契約監視委員会による個別審査の対象となった一者応札・応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、検証を踏まえた成果について次年度の同委員会に報告する取組を行った。	A		② アンケート調査又はヒアリングに関しては、全体で160件余りの案件について回答を徴取することができた、それらの内容に関しては分析を行って、今後省内に分析結果を周知することで、一者応札・応募の改善に活用することとしている。 ③ 令和2年度において契約監視委員会を4回開催して、32件の契約案件について個別に審査を行い、一者応札・応募等に関する詳細な検証を行うことができた。 ④ 令和2年度において契約監視委員会を4回開催して、契約監視委員会による個別審査の対象となった21件の一者応札・応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、前年度の検証を踏まえた成果について18件の案件について報告を行った。 ⑤ 令和2年度において契約監視委員会を4回開催して、契約監視委員会による個別審査の対象となった21件の一者応札・応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、前年度の検証を踏まえた成果について18件の案件について報告を行った。		① 競争入札及び企画競争を実施する案件について、契約担当課において公告・公募期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化、事業に係る情報提供の充実等、改善策等に基づいた適切な調達手続きの執行に寄与した。 ② 一者応札・応募になった案件について、アンケート調査又はヒアリングを実施することで、一者応札・応募となった要因を分析・把握し、次回以降の調達の改善に繋げることが可能となった。 ④ 公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件については、個別案件ごとに改善策を策定し、契約監視委員会等において改善策の確認を行うことにより、契約の公平性、透明性及び競争性の確保に寄与した。	4月	複数年にわたって同様の調達を実施しているため、価格が下げ止まっていると考えられる。	引き続き実施する。
		2(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実 ②インターネットを活用した調達価格の確認	共同調達・一括調達で調達を実施する令和2年度の事務用消耗品等(フラットファイルなど297品目)のうち前年からの追加品目の契約価格について、インターネットを活用し市場価格との比較・分析を行う。		A	H30		市場価格よりも大幅に高額で調達している品目があった場合は、その原因を分析し、次年度の調達に向けた改善方法を検討する。	令和3年3月まで	A	H30	A								
	○	2(2) 地方支分部局等における取組の推進	該当なし		-	-														
	○	2(3) 電力調達、ガス調達の改善	電力調達、ガス調達の改善 電力の調達、ガスの調達について、一般競争入札により契約を行うことで競争性を高め、調達コスト削減を目指す。		A	H28		一般競争入札により契約を行うことが可能なものがあった場合には、一般競争入札を実施する。	令和3年3月まで	A	H28	A								

その他の取組

調達改善計画		令和2年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果が あったと判断 した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
競争性のない随意契約を行う案件の検証 ・競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。 検証は、内部監査組織において事前検証を行うとともに、契約監視委員会等において事後検証を行う。	継続	-	-	-
競争性のない随意契約の公表 ・上記個別案件毎のリスト(随意契約によることとした理由等を含む)を作成し、四半期毎に結果を公表するとともに、省内内部部局及び外局等で情報共有を行うものとする。	継続	-	-	-
インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施 ・規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を実施し、経費及び事務コストの削減を図る。	継続	-	-	-
委託事業で取得した物品に係る事務手続の効率化 ・委託事業で取得した物品について、委託事業終了後の事務手続(所有権移転手続、無償貸付申請に係る承認手続等)についてアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。	継続	-	-	-
庁用物品に係る事務手続の効率化 ・庁内で使用する物品について、使用部署からの請求の取り纏め等のアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。	新規	-	-	-
諸謝金及び委員手当の支給に係る事務手続の効率化 ・国の事務、事業を委嘱された者等に支給する諸謝金や、審議会等の非常勤の委員等に支給する委員手当の支給に関する事務手続についてアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。	新規	-	-	-
ネットオークションの活用 ・ネットオークションを活用した不要物品の売り払いを引き続き実施する。	継続	-	-	-
水道料金・ETC料金支払の効率化 ・一部の出先施設の水道料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。(※文部科学省の建物は、PFI事業者のとりまとめによる光熱水料の支払が行われているため、クレジットカード決済導入の余地がない) ・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。	継続	-	-	-
出張旅費の効率化 ・SEABIS(旅費等内部管理業務共通旅費システム)による旅費業務の効率化を推進する。 ・引き続きアウトソースによるチケット等手配業務を活用して割引航空券や出張バック商品等の利用を推進する。	継続	-	-	-
総合評価落札方式・企画競争 ・評価項目、評価基準等の客観性や妥当性の検証を行う。 ・総合評価落札方式・企画競争について、それぞれの業務マニュアルの更なる充実を図る。 ・市場化テストを導入する調達案件を対象に、総合評価落札方式の活用に努める。	継続	-	-	-
国庫債務負担行為の活用 ・調達コストの低減や契約の適正化を図る観点から複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の適用条件を満たしているか検証を行うなど、国庫債務負担行為の更なる活用に努める。	継続	-	-	-
調達情報の提供・開示 ・新規競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。 ・文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載することにより契約の競争性の向上に努める。 ・契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。 ・メールマガジンの活用による文部科学省での企画競争・公募等の公表、一般競争入札情報に関する調達情報配信を図る。	継続	-	-	-
CIO補佐官の助言の活用 ・情報システムの調達に当たっては、仕様等についてCIO補佐官の助言等の活用に努める。	継続	-	-	-
オープンカウンター方式の導入 ・少額の随意契約を行う案件のうち印刷製本を対象に、大匠官房会計課の調達窓口において仕様等を提示し、提出箱に自由に見積書を受付ることとし、競争性、公平性の向上に努める。	継続	-	-	-
コピー用紙の削減 ・両面印刷、集約印刷等を推進し、コピー用紙の削減に努める。	継続	○	両面印刷・集約印刷の促進について毎月省内にメールで周知したことで、令和2年度のコピー用紙購入量については前年度と比較して2,275万枚の減(39.0%減)となった。 購入金額については、上述のとおり前年度より購入量が減少したため、対前年度比約1,284万円の減(38.8%減)となっている。	-
定期刊行物等の縮減 ・定期刊行物、雑誌、新聞等について、引き続き、調達数量の縮減に努める。	継続	○	外国定期刊行物5タイトルの購読中止により、前年度と比較して契約金額が1,283,422円の減(25.1%減)となった。	-
契約統計に係る集計業務等のアウトソーシング ・各種契約統計に係る集計業務等のアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。	継続	-	-	-
予算執行等に係る情報の公表 ・予算執行に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(H25.6.28閣議決定)に基づき、委託調査費、タクシー代等の執行状況を適時にホームページで公表する。	継続	-	-	-
省内の有益情報の共有 ・月毎の決算データ及び未執行額等について、定期的に本省内部部局に情報提供を行い、予算の効率的な執行を図る。	継続	-	-	-

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:4月1日～3月31日)

外部有識者の氏名・役職【日本大学 客員教授 有川 博】 意見聴取日【令和2年10月20日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
1(4)企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査	実施した取組内容に記載されているマニュアル等の改正等が、適正な審査にどのように結びついたのか、定性的な取組の効果を読んでも分かりにくい。	ご意見等を踏まえまして、マニュアルの改正内容について、その主な内容を具体的に記載するとともに、それが適正な審査にどのように結びついたのかについて、記載を修正いたしました。
2(3)電力調達、ガス調達の改善	7件実施したという「裾切り方式による一般競争」について、注書きをするなど説明が欲しい。	ご意見等を踏まえまして、裾切り方式に関する説明について注書きを行うことで、実施した取組内容への理解が深まるよう記載を修正いたしました。

外部有識者の氏名・役職【上智大学 教授 楠 茂樹】 意見聴取日【令和3年5月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
2(1)調達改善に向けた審査・管理の充実 ②インターネットを活用した調達価格の確認	実際にインターネットのどういうサイトをみて比較しているのかが気になりました。つまり、個人向けのサイトの場合は「送料込み」で値段を出していたり、あるいはポイント(10%)を別途付与するなどの特典がついての値段だったりして法人向けのそれよりも高く値段が付けられることが多いような気がします。ロットが大きくなることで業者が値引きをしてくれたということであればよいのですが、その辺の比較は純粋に「ロットがある程度大きいことを前提としている法人向けの市場価格」と「さらに大きい一括調達、一般競争」の比較という理解でよろしいでしょうか。また、一括調達をしなかった場合の一般競争との比較(シミュレーションになります)はいかがでしょうか。	これまで実際に比較に使用していたサイトは、インターネットで品名を検索するなどして調査したもので、個人向け、法人向けを問わず幅広く使用しておりました。今後は、ご指摘のとおり「ロットがある程度大きいことを前提としている法人向けの市場価格」をサイトで確認するのはもちろんのこと、更に踏み込んで、業者から直接聞き取りを行うなどの方法により、確認をしていきたいと存じます。また、一括調達をしなかった場合の一般競争との比較も今後の取り組みとして検討して参りたいと考えております。

外部有識者の氏名・役職【日本大学 客員教授 有川 博】 意見聴取日【令和3年5月31日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
1(2)随意契約事前確認公募実施案件の恒常的な公表	新たに移行した一件以外の、これまで事前確認公募が行われた案件について、常時窓口が開かれていることをどのような形で外部に表示しているか。その取り組み内容についてもわかるようにして、その点についての評価も記述するよう工夫されたい。	常時窓口が開かれていることに関する取組内容について、より分かりやすくなるよう記載を修正しました。またその結果、公募に対して参加希望もありましたので、その点についての評価を、今後の調達改善計画の自己評価において記述する予定です。
1(3)価格交渉の実施	価格交渉が行われて定量的な削減効果があったことは望ましいことだが、今後はさらに一歩進めて、それらの効果を省内で情報共有したことに伴う定性的な効果等の把握にも努められたい。	頂いたご意見を踏まえまして、今後の状況把握に努めると共に、その内容について自己評価に記載できるよう検討して参りたいと考えております。
1(5)教育、研究開発等の委託契約に係る公募情報の発信	ホームページ閲覧者の利便性に配慮しながら「公募情報」の発信強化を図ることとしているが、その取組内容、定性的効果のいずれについても、具体的な改善内容が盛り込まれていないようなので、さらなる創意工夫に努められたい。	今後実施した対応策については具体的な内容の記載となるよう努めて参りたいと考えております。